

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1,102 物質）
2. 法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 244 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和 5 年 12 月 27 日厚生労働省告示第 341 号、令和 6 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 121 号及び同年 6 月 27 日厚生労働省告示第 233 号）及び令和 6 年 9 月 27 日厚生労働省「職場のあんぜんサイト」への掲載（※）により、643 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1（1）に掲げる計 17 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

※ 労働安全衛生規則第 34 条の 14 の改正（令和 6 年 7 月 1 日施行）により、新規化学物質の公表について「官報に掲載」から「インターネットの利用その他の適切な方法」に変更。

別紙 1

(1) 変異原性が認められた届出物質

	安衛法 (官報) 通し番号	名称公表年月日	名称	構造式	性 状	用途の例
1	31104	令和5年12月27日	エチル＝(2 <i>Z</i>)－クロロ〔(4－メトキシフェニル)ヒドラジニリデン〕アセタート	別添参照	固体	医薬品の中間体
2	31146		({ (クロロメチル) オキシランと [(クロロメチル) オキシラン・ブタン－1, 4－ジオール重付加物] の縮合反応生成物 } と [(クロロメチル) オキシラン・ブタン－1, 4－ジオール重付加物]) を主成分とする、(クロロメチル) オキシランとブタン－1, 4－ジオールの反応生成物の 2, 2'－[ブタン－1, 4－ジイルビス (オキシメチレン)] ビス (オキシラン) 精製時の蒸留残渣	—	黄色液体	廃棄物
3	31159		ジエチル＝[プロモジ (フルオロ) メチル] ホスホナート	別添参照	無色透明液体	医薬原体製造原料
4	31174		ジスルファミン酸コバルト (Ⅱ)	別添参照	赤紫色液体	表面処理剤
5	31287	令和6年3月27日	2－アミノエタン－1－オールと { 1, 4－ビス [(2－ヒドロキシエチル) アミノ] アントラセン－9, 10－ジオンを主成分とする、2－アミノエタン－1－オールと 1, 4－ジヒドロキシアントラセン－9, 10－ジオンの反応生成物 } の混合物	—	濃赤紫色懸濁液	製造中間体
6	31290		4－アミノベンゼン－1－チオール	別添参照	黄色固体	塗料又はコーティング剤

7	31317	令和6年6月27日	〔4－（オキシラニルメトキシ）－ <i>N</i> ， <i>N</i> －ビス（オキシラニルメチル）アニリンを主成分とする、4－アミノフェノールと（クロロメチル）オキシランの縮合反応生成物〕と（〔4－（オキシラニルメトキシ）－ <i>N</i> ， <i>N</i> －ビス（オキシラニルメチル）アニリンを主成分とする、4－アミノフェノールと（クロロメチル）オキシランの縮合反応生成物〕・〔（クロロメチル）オキシラン・4，4′－（プロパン－2，2－ジイル）ジフェノール重縮合物〕・4－メチル－3 <i>a</i> ，4，7，7 <i>a</i> －テトラヒドロ－2－ベンゾフラン－1，3－ジオン・5－メチル－3 <i>a</i> ，4，7，7 <i>a</i> －テトラヒドロ－2－ベンゾフラン－1，3－ジオン・〔4，4′－メチレンビス〔 <i>N</i> ， <i>N</i> －ビス（オキシラニルメチル）アニリン〕を主成分とする、（クロロメチル）オキシランと4，4′－メチレンジアニリンの縮合反応生成物〕重付加物）と〔（クロロメチル）オキシラン・4，4′－（プロパン－2，2－ジイル）ジフェノール重縮合物〕と4－メチル－3 <i>a</i> ，4，7，7 <i>a</i> －テトラヒドロ－2－ベンゾフラン－1，3－ジオンと5－メチル－3 <i>a</i> ，4，7，7 <i>a</i> －テトラヒドロ－2－ベンゾフラン－1，3－ジオンと〔4，4′－メチレンビス〔 <i>N</i> ， <i>N</i> －ビス（オキシラニルメチル）アニリン〕を主成分とする、（クロロメチル）オキシランと4，4′－メチレンジアニリンの縮合反応生成物〕の混合物	—	淡褐色粘稠体	成形材料
8	31376		ビス（4－フルオロフェニル）ヨードニウム＝水素＝スルファート	別添参照	白色固体	半導体材料製造中間体
9	31409		（4－ブロモ－2，6－ジメチルフェニル）ヒドラジン＝塩化水素（1／1）	別添参照	白色固体	医薬品開発原料
10	31410		<i>N</i> －〔4－（4－プロモプトキシ）フェニル〕アセトアミド	別添参照	白色粉体	着色剤の中間体
11	31467		2－クロロ－5－ニトロ－3－（トリフルオロメチル）ピリジン	別添参照	黄色い固体	有機合成用原料
12	31524		ビス（4－フルオロフェニル）ヨードニウム＝1，1－ジフルオロ－2－オキソ－2－〔（5′，5′，6′，6′－テトラフルオロスピロ〔アダマンタン－2，2′－〔1，3〕ジオキセパン〕－5－イル）オキシ〕エタン－1－スルホナート	別添参照	白色固体	半導体レジスト用光酸発生剤
13	31530		4－〔（6－ヒドロキシ－2 <i>H</i> －1，3－ベンゾジオキソール－5－イル）ジアゼニル〕－3－ニトロ安息香酸	別添参照	赤色固体粉末	ポリマー原料の中間体
14	31562		メチル＝4－（2－フルオロ－4－ニトロフェノキシ）－7－メトキシキノリン－6－カルボキシラート	別添参照	薄黄色固体	医薬品中間体

15	31621	令和6年9月27日	(3 <i>R</i> , 4 <i>R</i>)-6-(4-クロロ-2, 6-ジフルオロフェニル)-1-オキサ-6-アザスピロ [2. 5] オクタン-4-オール	別添参照	白色～淡黄色の結晶 又は結晶性の粉末	医薬品中間体
16	31641		(シクロヘキサノンとベンゼン-1, 2, 3-トリオール反応生成物)の4-(5', 6'-ジヒドロキシ-1', 3', 4', 9'-a-テトラヒドロスピロ [シクロヘキサン-1, 9'-キサンテン]-4'-a (2' <i>H</i>)-イル)ベンゼン-1, 2, 3-トリオール晶出物のろ過により得られるろ液から、溶媒を留去した蒸留残渣	—	茶色固体	廃棄物
17	31642		1, 1-ジシアノエチル=アセタート	別添参照	白色粉末	合成樹脂原料

(1) 変異原性が認められた届出物質の構造式

安衛法（官報） 通し番号	構造式	安衛法（官報） 通し番号	構造式
31104		31159	
31174	$\text{Co}(\text{SO}_3\text{NH}_2)_2$	31290	
31376		31409	
31410		31467	
31524		31530	
31562		31621	
31642			